

令和2年度第30回庁議 議事要旨(記録)

令和3年2月22日庁議資料

開催日 令和3年2月17日 (水曜日)
開催場所 市議会 委員会室
開始時間 午前 10時00分
終了時間 午前 11時40分

庁議内容

- | | | |
|------|---|-----------------------------|
| 付議 | 1 | 府中用水土地改良区に対する補助金交付制度の創設について |
| 報告事項 | 2 | 国立市人材育成基本方針（原案）について |
| | 3 | 国立第二小学校・複合公共施設設計の経過説明について |
| | 4 | 国立市富士見台地域まちづくり構想（案）について |

出席者（14名）

庁議メンバー (13名)	市長 副市長 教育長 行政管理部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 生活環境部長 都市整備部長 都市整備部参事 会計管理者 議会事務局長 教育次長 生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長
代理出席者 (1名)	政策経営課長（政策経営部長代理）

【付議】

1. 府中用水土地改良区に対する補助金交付制度の創設について
・説明員：都市農業振興担当課長
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)

【報告事項】

2. 国立市人材育成基本方針（原案）について
・説明員：職員課長補佐
<内容>
国立市人材育成基本方針（原案）について報告があった。
3. 国立第二小学校・複合公共施設設計の経過説明について
・説明員：教育施設担当課長
<内容>
国立第二小学校・複合公共施設設計の経過説明について報告があった。
4. 国立市富士見台地域まちづくり構想（案）について
・説明員：富士見台地域まちづくり担当課長
<内容>
国立市富士見台地域まちづくり構想（案）について報告があった。

付議事案名：府中用水土地改良区に対する補助金交付制度の創設について

提案課 都市整備部 都市農業振興担当

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
- ② (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

府中用水は農業用水として利用されているが、その灌漑施設の維持管理や利水調整などを行っている府中用水土地改良区に対して補助金交付制度を創設することについて、庁内合意を得るため付議するものである。

2. 経過及び現状

府中用水土地改良区は土地改良法に基づく法人として昭和29年に設立されたが、組合員数の減少（設立当初の昭和29年は約400人→令和2年は54人）と水田面積の減少（昭和29年は約96ha→平成27年は約7ha）に伴い、土地改良区の収入源である組合費（組合員賦課金）が減少している。また、近年は大型台風の発生・接近により多摩川から府中用水へ引水するための導流堤が何度も決壊するなどその復旧費用が増大している。これらのことにより支出が収入を上回る状況が続いている。

3. 具体的な措置

庁議での合意後、府中用水土地改良区補助金交付要領制定（令和2年度中）に向け事務を進める。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な質疑】

・補助金について、令和3年度は1,200千円で予算要求されているが、足りるのか。
→基本的に直近3カ年度の平均値で予算額を算出しているが、復旧費用については台風被害の大きかった令和元年度の金額を用いているため、足りる見込みである。大きな被害が出て、予算が足りなくなる場合は補正予算で対応したい。

・府中地区との費用負担の割合は。
→導流堤の復旧費用や水門の維持費については、府中地区と国立地区との折半となっている。草刈りといった市内の水路の維持管理に係る費用については国立地区の負担である。

・国や都からの補助金はないのか。
→市民団体等と共同で行う水路の草刈り費用などに対して、東京都の補助金がある。ただし、市も補助金を一定割合支出することが条件となる。